

2014年度個人特別研究費A 研究成果概要

所属・職・氏名： 司法研究科・教授・松井 幸夫

研究課題：ニュージーランド憲法とイギリス憲法モデル

研究期間：2014年4月1日～2015年3月31日

研究成果概要（2,000字程度）

1. 本研究の「計画調書」の「研究計画・方法」で述べたとおり、本研究は、私が研究代表者を担ってきた過去3回、計9年にわたる科学研究補助金による共同研究（科学研究組織の主体は、「イギリス憲法研究会」）を基盤とするものであった。同共同研究が中心とした研究対象はイギリス憲法であった。

しかし、これら研究においても、イギリス憲法の特質を解明するためには、同憲法の大きな影響下で出発しながら、その後独自の発展・展開を遂げたコモンウェルス諸国の憲法をも視野に入れた研究が不可欠であることを痛感し、イギリス憲法研究と並行して、とくにイギリス憲法の圧倒的な影響の下で出発し展開してきたが、近年際だった独自の展開を見せ、さらに憲法改革が議論されているニュージーランド憲法についての研究の準備を進めてきた。

また、2012年度秋学期に与えられた留学の機会で、その後半をニュージーランドのウェリントン・ビクトリア大学ロースクールでの研究に従事し、同国の憲法の受容、展開、現代の変容および現代的課題についての基本的な知見を得、また資料や文献を入手することができた。

2. 本研究では、以上のような準備を基礎に、すでに収集・入手した文献、情報等を本格的に分析・検討することから着手した。そこでとくに留意したことは、イギリス憲法及びイギリス憲法理論との比較・対比であった。

また、留学時の受け入れ教授であり、ニュージーランド憲法及びコモンウェルス憲法研究の第一人者である Tony Angelo 教授とは継続的に連絡を取り、そこで得られた情報や文献の分析・検討を進めた。

さらに、2015年2月には、ニュージーランド調査を行い、国会、最高裁とともに上記ウェリントン・ビクトリア大学で情報収集を行い、Angelo 教授等との意見交換を行うこともできた。

3. このような形で研究を進め、以下のような成果を得ることができた。

①ニュージーランドにおけるイギリス憲法受容の特徴の解明：とくに、ニュージーランド最初の憲法である New Zealand Constitution Act 1852（イギリス本国法）の内容と特徴の解明。

②同憲法的法律に先立ち、ニュージーランド建国の基礎となったイギリスのビクトリア女王と先住マオリ人族長との間で締結されたワイタンギ条約（Treaty of Witiangi 1840）の意味、締結経緯と位置：加えて、同条約に1975年以降法的効力が認められたことによるニュージーランド憲法への影響の解明。

③イギリス型憲法受容後、「イギリス以上にイギリス的」とされたニュージーランド憲法の展開：とくに上院の権限削減と1950年の上院廃止の背景、意味と効果の分析。

④20世紀初頭から Statute of Westminster Adoption Act 1947 に至るニュージーランドの

イギリス本国からの自立の憲法的意味の解明

⑤イギリス本国に先立って進行した選挙権の拡大、男女平等普通選挙権の実現（1893年。世界初）にみられる民主制確立の意義の検討。

⑥Constitution Act 1986の内容と特徴の分析。

⑦その後のニュージーランド憲法の特徴としてイギリスはじめ各国に影響を与えている New Zealand Bill of Rights Act 1990（軟性憲法の下での国際人権規約自由権規約の国内法化）や Citizens Initiated Referenda Act 1993（市民発案による国政レベルでのレファレンダム制度の導入）等の制定経緯、内容、特徴、実施・運用状況の分析と検討。

⑧Electoral Act 1993によるドイツ型比例代表制導入の背景、導入経緯、実施後の憲法政治への影響等の検討：イギリス型の小選挙区制が廃止されて以降の1996～2014年の総選挙も分析し、国民・労働二大政党制の変化と憲法運用の大きな変化を分析・検討。

⑨2014-15年現在における憲法改革上の課題の抽出。

⑩これらの検討と成果、とりわけ⑧の成果を踏まえ、現在イギリスをはじめ国際的に議論されているイギリス型憲法＝いわゆる「ウェストミンスター型」憲法の意味と課題について、ニュージーランド憲法の分析を通して把握することができた。

⑪加えて、日本における「政治改革」に対する分析視点を導くこともできた。

これら研究成果の一部は、すでに次のような形で公刊、あるいは公刊予定である。

松井幸夫「ニュージーランド憲法とイギリス憲法モデル」イギリス憲法研究会・イギリス憲法の「現代化」と憲法学（2014年）

松井幸夫「ニュージーランド憲法とイギリス憲法」松井幸夫ほか編・憲法の「現代化」ーウェストミンスター型憲法の変動ー（敬文堂から刊行予定）

研究成果概要は、データで gakunai@kwansei.ac.jp まで提出してください。